

栃木県がん対策推進計画（4期計画）の概要について

保健福祉部健康増進課

計画の趣旨

「がん対策基本法（以下「基本法」という。）」に基づき、「栃木県がん対策推進計画（4期計画）（以下「計画」という。）」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画の位置付け

基本法第12条第1項の規定による法定計画であり、国の「第4期がん対策推進基本計画」を基本とし、以下の計画と整合を図りつつ、本県のがん対策の基本的な方向性を定める。

- (1) 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」
- (2) 栃木県保健医療計画
- (3) 栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン」
- (4) 栃木県肝炎対策推進計画
- (5) その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの

計画の基本方針 「がんによる死亡率の減少」、「すべてのがん患者の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」、 「がんになっても安心して暮らすことができる社会の構築」を目指す

- (1) がんの予防及び早期発見の推進
- (2) がん医療の充実
- (3) がん患者等を支えるための環境づくり
- (4) がん対策を推進するために必要な基盤の整備

計画期間

令和6(2024)年度～11(2029)年度（6年間）

計画の概要

全体目標：県民一人一人ががんの理解を深め、がんの克服を目指す社会

